

四日市市告示第 1 2 9 号

四日市市漁業近代化資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 2 2 日

四日市市長 森 智広

四日市市漁業近代化資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市漁業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和 4 5 年四日市市告示第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 から 3 まで （略）</p> <p>（有効期限）</p> <p>4 この要綱は、<u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった利子補給金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 から 3 まで （略）</p> <p>（有効期限）</p> <p>4 この要綱は、<u>平成 3 4 年 3 月 3 1 日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった利子補給金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。</p>

第 1 号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

四日市市長

所 在 地

融 資 機 関 名

代 表 者 名

漁業近代化資金利子補給金交付申請書

四日市市漁業近代化資金利子補給金交付要綱に基づく利子補給を受けたいので、別紙計算明細書を添付の上申請します。

記

年度 期分 金 円也

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

四日市市長

所在地

融資機関名

※代表者名

漁業近代化資金利子補給金交付請求書

四日市市漁業近代化資金利子補給金交付要綱に基づき、下記のとおり請求します。

記

年度 期分 金 円也

（振込先及び口座番号）

※申請者の記載にあたっては当該法人等の代表者の署名又は記名押印をすること。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和3年四日市市告示第182号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市農産物価格安定対策要綱 (昭和44年四日市市告示第21号)	(略)	
四日市市農道整備補助金交付要綱 (平成19年四日市市告示第62号)	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市農産物価格安定対策要綱 (昭和44年四日市市告示第21号)	(略)	

号)		
四日市市漁業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和45年四日市市告示第58号）	第1号様式及び第3号様式	第3号様式については、署名（法人その他の団体にあつては、代表者の署名）をした場合に限る。
四日市市農道整備補助金交付要綱（平成19年四日市市告示第62号）	（略）	
（略）		

（商工農水部農水振興課）